

下野市立石橋北小学校PTA規約

(平成 7年 2月 2日設定)

石橋町立北小学校PTA規約(昭和57年4月23日制定)の全部を改正する。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、下野市立石橋北小学校PTA(以下「PTA」という。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を下野市立石橋北小学校に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、保護者及び教職員が協力し、家庭、学校及び社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 より良い保護者及び教職員となるように努めること。
- 二 家庭及び学校が緊密な連絡をとることにより、児童の生活を補導すること。
- 三 児童の生活環境を良くすること。
- 四 公的な教育を充実するよう働きかけること。
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

第3章 方針

(方針)

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 一 他の団体及び機関と協力し、児童及び青少年の教育及び福祉の向上のために活動すること。
- 二 特定の政党又は宗教にかたよること、及びもっぱら営利を目的とする行為は、行わないこと。
- 三 この会又は役員若しくは会員は、この会の名称を用いて、公職選挙法に基づいて行われる選挙の候補者を推薦しないこと。
- 四 学校の人事管理、労務管理等に干渉しないこと。
- 五 学校教育を達成するための研究を助成すること。

第4章 会員及び会費

(会員)

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- 一 下野市立石橋北小学校(以下「石北小」という。)に在籍する児童の保護者
- 二 石北小の教職員

(会費)

第7条 この会の会員は、月額200円の会費を納めるものとする。

第5章 会計

(経費の支弁)

第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(予算)

第9条 この会の会計は、PTA総会（以下「総会」という。）において議決された予算に基づいて行うものとする。

(決算)

第10条 この会の決算は、石北小の監査委員によって行われる会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 役員等

(役員)

第12条 この会に次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 2～3人
- 三 書記 2人（学校1名）
- 四 会計 2人（学校1名）
- 五 庶務 2人（学校1名）
- 六 幹事 4人（常置部長）

2 前項第六号に規定する幹事は、下野市立石橋北小学校PTA規約細則（以下「細則」という。）

第7条に規定する常置委員会の部会の部員によって互選された部長をもって充てる。

3 役員は、監査委員を兼ねることができない。

(役員を選出)

第13条 会長及び副会長は、役員選考委員会で推薦し、総会の承認を受ける。

2 書記、会計は、庶務は会長が委嘱する。

(役員任期)

第14条 同一役員の同一任期は、1年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員任期の起算日は、役員に就任した日の属する会計年度の初日とする。ただし、幹事の職にあった者が、第12条第1項第一号から第五号までに規定する役員（以下「幹事以外の役員」という。）に就任した場合の任期の起算日は、幹事以外の役員に就任した日の属する会計年度の初日とする。

4 役員に欠員が生じた場合は、会長は、これを補充するため、あらかじめ総務委員会の意見を聴いて、後任の役員を選任することができる。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- 二 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長)

第16条 会長は、次の職務を行う。

- 一 この会を代表し、会務を統括すること。
- 二 総会、役員会、総務委員会及び常置委員会を招集すること。

2 会長は、役員選考委員会を除くすべての集会に出席し、意見を述べることができる。ただし、役員選考委員会から要請があったときは、これに出席し、意見を述べるものとする。

(副会長)

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行する。

(書記)

第18条 書記は、次の職務を行う。

- 一 総会及び総務委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録すること。
- 二 記録、通信、その他の書類を整理保管すること。
- 三 会長の指示に従い、この会の庶務に従事すること。

(会計)

第19条 会計は、次の職務を行う。

- 一 総会が決定した予算に基づいて、この会のすべての会計事務を処理すること。
- 二 この会の財産を管理すること。
- 三 定期総会において、会計監査を経た決算について報告すること。
- 四 予算の立案に参画すること。

(庶務)

第20条 庶務は、次の職務を行う。

- 一 総会が決定した事業計画に基づいて各種事業の企画・調整を行うこと。
- 二 この会の運営に係る機関との連絡調整を行う。
- 三 会長の指示に従い、この会の庶務に従事すること。

(幹事)

第21条 幹事は、次の職務を行う。

- 一 この会の運営を補助すること。
- 二 常置委員会の当該部会の運営に当たること。
- 三 当該部会の会議の内容を記録し、その内容により、総務委員会に報告し、又は審議事項として付議すること。

(支部長)

第22条 支部長は、細則第2条各号に規定する支部（以下「支部」という。）を代表する。

- 2 支部長は、支部が互選する。
- 3 支部長は、総務委員会の構成員となる。

(支部の副部長)

第23条 支部の副支部長は、支部が互選する。

- 2 副支部長は、支部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(学年部長)

第24条 学年部長は、当該学年の会員が互選する。

- 2 学年部長は、当該学年を代表し、総務委員会の構成員となる。

(学年の副部長)

第25条 学年の副部長は当該学年の会員が互選する。

- 2 副部長は、部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(常置委員会)

第26条 常置委員は、学年の理事が充たる。

- 2 常置委員は、常置委員会の中のいずれかの常置部会に所属し、その部員とならなければならない。

(理事)

第27条 理事は、次のとおり選出する。

- 一 学年理事は、1学年から6学年までの学年からそれぞれ選出する。

(顧問)

第28条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総務委員会の推薦により、会長が委嘱する。（2代前までの会長。）
- 3 顧問は、この会の管理運営の重要な事項について、意見を述べることができる。

第7章 監査委員

(監査委員)

第29条 この会に監査委員を置く。

2 監査委員は、総務委員会で選出し、総会において、承認する。

3 監査委員の定数は、2人とする。

(職務)

第30条 監査委員は、次の職務を行う。

一 この会の財産状況の監査をすること。

二 この会の財産状況又は役員の職務執行状況について、総務委員会に意見を述べること。

三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(会計監査)

第31条 監査委員は、次の会計監査を行う。

一 定期監査

二 前号に規定するもののほか、必要があると認めるときは、臨時監査を行うことができるものとする。

(任期)

第32条 監査委員の任期は、1年とする。

2 監査委員は、再任されることができる。この場合において、再任は、1回に限るものとする。

3 監査委員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

第8章 総会

(総会の地位)

第33条 総会は、この会の最高決議機関である。

(組織)

第34条 総会は、第6条各号に規定する会員をもって組織する。

(定期総会)

第35条 定期総会は、毎年4月に開催することを原則とする。

(臨時総会)

第36条 臨時総会は、会長又は総務委員会が必要と認めるとき、又は会員現在数の10分の1以上のものから請求があった場合に開催する。

(定足数)

第37条 総会は、会員現在数の5分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、会長又は出席する会員を代理人と定め、表決を委任した者は、総会に出席したものとみなす。

(議決)

第38条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

2 書面総会の場合は、ホームページにて閲覧期間を設け総会資料を公開する。質問等を受け付け、それを持って、承認されたとみなす。

第9章 総務委員会

(構成)

第39条 総務委員会は、役員、支部長、学年部長及び石北小校長をもって構成する。

※役員：会長・副会長・書記・会計・庶務・幹事(常置部長：厚生部長、生活指導部長、広報部長
図書部長)

(議長)

第40条 総務委員会に議長を置き、会長をもって充てる。

(任務)

第41条 総務委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 常置委員会及び臨時委員会の権限に属さない事項を処理すること。
- 二 常置委員会との連絡調整に関すること。
- 三 総会に付議する議案を作成すること。

(会議の開催)

第42条 総務委員会は、会長がその必要を認めるとき、又は構成委員の4分の1以上の者から要求があった場合に開催するものとする。

(定足数)

第43条 総務委員会は、委員現在数の2分の1以上の委員の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第44条 総務委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(支部及び学年の委員会)

第45条 この会の事業並びに支部及び学級・学年独自の企画を実行するため、支部委員会及び学年委員会を置く。

- 2 支部委員会及び学年委員会の運営に関し、必要な事項は、細則で定める。

第10章 臨時委員会

(臨時委員会)

第46条 この会の運営等について、特別な事項を処理するため、会長が特に必要と認めるときは、臨時委員会を置くことができる。

第11章 常置委員会

(常置委員会)

第47条 この会の調査・研究、企画及び運営を分任するため、常置委員会を置く。

- 2 常置委員会の運営に関し、必要な事項は、細則で定める。

第12章 規約の改正

(規約の改正)

第48条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ改正することができない。

第13章 補則

(細則への委任)

第49条 前各章に規定するもののほか、この会の施行についての細則その他の運営に関し、必要な事項は、総務委員会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 7年2月2日から施行する。
- 2 この規約施行の際、改正前の下野市立石橋北小学校PTA規約第12条第1項の規定によって選任された役員は、改正後の下野市立石橋北小学校PTA規約第14条第1項及び第2項に規定する任期を適用する。
- 3 この規約の一部改正点は、平成 8年4月26日から施行する。
- 4 この規約の一部改正点は、平成14年4月19日より施行する。
- 5 この規約の一部改正点は、平成15年4月30日より施行する。

- 6 この規約の一部改正点は、平成16年4月24日より施行する。
- 7 この規約の一部改正点は、平成21年4月25日より施行する。
- 8 この規約の一部改正点は、平成23年4月22日より施行する。
- 9 この規約の一部改正点は、令和5年5月31日より施行する。